

事業主の皆様へ 企画競争型認定の結果について

平成27年9月4日

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

障害者助成部

平成27年度第2四半期に係る障害者作業施設設置等助成金（第1種作業施設設置等助成金、第2種作業施設設置等助成金）、障害者福祉施設設置等助成金、重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金、重度障害者等通勤対策助成金のうち通勤用バス購入助成金及び通勤用自動車の購入助成金に係る認定申請について、平成27年6月1日から平成27年6月12日までの間に公募し、受理された60件について審査を行い、以下のとおり、49件を認定いたしました。

また、今回は評価点1点以上のものまですべて認定しても、第2四半期に設定された計画額の範囲内となったためすべて認定（総額約18百万円）されました（申請状況によっては評価点が1点以上であっても不認定となる場合があります）。

1 結果

(1) 第1種作業施設設置等助成金	56件のうち認定46件
(2) 第2種作業施設設置等助成金	1件のうち認定1件
(3) 障害者福祉施設設置等助成金	2件のうち認定1件
(4) 重度障害者等通勤対策助成金 (通勤用自動車の購入助成金)	1件のうち認定1件

※ 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金、重度障害者等通勤対策助成金（通勤用バス購入助成金）については、申請はありませんでした。

2 概要

《認定の例》

[第1種作業施設設置等助成金]

○障害者用トイレ新設（附帯施設）【身体障害者（両下肢機能障害者）】

下半身不随で車椅子を使用している対象障害者が、スペースが狭く、入口に段差がある既存のトイレが使用できないことから、執務室と同じ階にある使用していないスペースを改修して、多目的トイレを新設し、対象障害者の専用トイレにするという申請がされた。車椅子使用の対象障害者のために専用の多目的トイレを設置することは、対象障害者の障害特性に対する配慮であるため認定した。

○トイレ改修工事（附帯施設）〔身体障害者（下肢機能障害）〕

股関節に障害があり脚の屈伸運動に不自由がある（しゃがむことができない）下肢障害者のために、和式トイレを洋式トイレに改修し、その際、トイレの入口ドアが内側に開かなくなることから、外側に開くようドアを付け替える工事を行う旨の申請がされた。当該改修工事は、下肢障害者の特性に配慮したものであると認められるため認定した。

なお、当該障害者は、上肢の機能には障害がないことから温水洗浄便座は対象外とした。

○自動ドアの設置（附帯施設）〔身体障害者（下肢機能障害者）〕

下半身不随で電動車椅子を使用しており上肢にも一部障害がある障害者のために、事務所通路の引き戸を自動ドアに改修する旨の申請がされた。当該障害者は自力でドアを開けて通行しようとしても、上肢障害のために握力が弱く、ドアの開閉が困難であった。また、ドアを開けられても、車椅子で通過する前に自然にドアが閉まり始めてしまい、車椅子が引き戸に挟まったり、接触したりして危険であった。自動ドアに改修し、当該障害者が通行できるようにすることは、当該障害者の雇用を継続するための特別な配慮と考えられるため認定した。

○据置型拡大読書器の設置（作業設備）〔身体障害者（視覚）〕

進行性の目の病気により障害が重度化した視覚障害者について、当該障害者が、会議資料、議事録、報告書等の文書の内容を把握するために、拡大読書器を購入し設置する旨の申請がされた。

当該拡大読書器は、市販品だが障害者のために開発された機器であるため認定した。

○点字ディスプレイ、音声読み上げソフトの設置（作業設備）〔身体障害者（視覚）〕

視野が狭まる病気により障害が重度化して全盲となった視覚障害者のために、パソコンでデータ入力の業務を行う際に必要な点字ディスプレイ、画面読み上げソフトを整備する旨の申請がされた。

当該機器は、市販品だが障害者のために開発された機器であるため認定した。

○左足用アクセルペダルの設置（設備）〔身体障害者（下肢障害者）〕

自動車で送迎業務を行う事業所において、右足の関節に機能障害がある障害者でも自動車を運転できるようにするため、左足用アクセルペダル（運転補助装置オプション）を設置する旨の申請がされた。当該事業所で勤務するためには、自動車による送迎業務を行うことが必須であり、当該左足用アクセルペダルを設置することで、当該障害者は勤務が可能となることから、障害者の雇用の継続するための特別な配慮とし

て認定した。ただし、複数台の自動車に係る同ペダルの申請であった部分については、必要最小限の1台分のみ認定した。

[障害者福祉施設設置等助成金]

○休憩室の扉改修 [身体障害者 (下肢障害者)]

障害が悪化して車椅子を使用することとなった障害者が、勤務している事業所の食堂兼休憩室の扉が片開き戸のために自力で開閉することができなくなった。当該障害者が、食堂兼休憩室を使用できるようにするため、扉を引き戸に改修するという申請がされ、障害者の福祉の増進に資する改修であるため認定した。

《不認定の例》

[第1種作業施設設置等助成金]

○トイレ設置

車椅子使用の障害者が、勤務するフロアのトイレは狭い通路を通らなければならぬため使用が困難であり、別のフロアに車椅子対応のトイレを設置する旨の申請がされた。当助成金の対象とする附帯施設は、施設・設備を障害者の執務場所に隣接した場所に整備することが原則であり、当該事業所の場合、勤務するフロアのトイレを改修することなく別フロアのトイレを設置する合理的な理由がなく、また、勤務するフロアの通路が狭いとはいえ、バリアフリー新法で定める基準に適合した広さの通路は確保されていることから、別のフロアにトイレを設置することは、障害特性への配慮とは認められず不認定とした。